

別表15 医療措置協定締結医療機関一覧

〔医療機関名公表基準〕

新興感染症の発生・まん延時に感染症医療等の提供を行うことについて、北海道知事と医療措置協定を締結した医療機関等

○第一種協定指定医療機関

感染症法に基づき、感染症患者の入院を受け入れる医療機関として北海道知事が指定した病院又は診療所

○第二種協定指定医療機関

感染症法に基づき、発熱外来及び外出自粛対象者の自宅療養者への医療の提供を行う医療機関として北海道知事が指定した病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業所

感染症法に基づき、医療措置協定を締結した医療機関については、道のホームページにおいて、随時、最新の情報を公表します。